

住民登録

こんな時は届出を！！

住所異動や住民票等を請求をする場合の際には、本人、世帯主または世帯員の方が運転免許証・住民基本台帳カード等本人確認のできるものを持参してください。

◆**転入** 町内に住所を移した日から14日以内に届出。その際、転入前に住んでいた市区町村からの転出証明書が必要です。

◆**転出** 町外へ住所を移す前に届出。その際、転入届時に必要な転出証明書を交付します。

◆世帯主・町内での住所の変更

14日以内に届出。

▼**問合せ** 住民課戸籍年金係
(☎ 23 - 2463)

水道

引越しの際には忘れずに水道の届出をしましょう！

引越して水道の使用を停止・開始する場合は、水道の届出が必要です。届出は電話でも受け付けておりますので、忘れずにご連絡願います。

水道の使用停止届がない場合、水道を使用していなくても水道料金等をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

◆引越して出発される前には、凍結などの事故を防ぐため全ての水抜きをお願いします。なお、上下水道課では特に申し出のあったとき以外は、止水栓にて水を止めておりません。

◆最後の水道料金等の支払いを口座振替にする場合は、翌振替日まで口座を解約しないでください。

▼**問合せ** 上下水道課業務係
(☎ 22 - 2411)

意見募集

パブリックコメント (意見募集)を実施します

「当別町生活排水処理基本計画「改訂版」(素案)」についてのパブリックコメントを実施します。

▼閲覧・配布場所

役場、ゆとろ、太美出張所、西当別コミュニティーセンター
※町ホームページでも閲覧可

▼募集期間

3月1日(木)～30日(金)

▼提出方法

住所、氏名を記載の上、書面、FAX、電子メールにて提出してください(様式自由)。

▼**提出先** 環境生活課環境対策係
(☎ 23 - 2503/FAX 23 - 3206/
E-mail:kankyo@town.tobetsu.hokkaido.jp)

固定資産

縦覧できます 固定資産縦覧帳簿

納税者は自分の資産の課税台帳を閲覧できるほか、縦覧帳簿により、その価格が適正かどうか、比較することができます。

▼対象

固定資産税の納税者または代理人(課税台帳は所有者本人か代理人が閲覧できます。)

▼持参する物

印鑑及びご本人であることを確認できる書類(運転免許証等)。
※代理人は委任状も必要です。

▼縦覧期間

4月2日(月)～7月2日(月)
※土・日曜、祝日は除く。

▼縦覧時間

8時45分～17時15分

▼**縦覧場所** 税務課資産税係
(☎ 23 - 2333)

予防接種

忘れていませんか？予防接種

予防接種は受けていますか？受けていない方は早めに接種しましょう。

◆DT(ジフテリア・破傷風)

対象者	回数
11歳以上 13歳未満	1回

※乳幼児期に受けた「DPT(3種混合)」の追加免疫を得るために受ける必要があります。

◆麻しん風しん

対象者	回数
◎2期 小学校就学前年の方 (H17.4.2～H18.4.1生まれの方)	1回
◎3期 中学1年生に相当する方 (H10.4.2～H11.4.1生まれの方)	1回
◎4期 高校3年生に相当する方 (H5.4.2～H6.4.1生まれの方)	1回

※2期・3期・4期の方は、平成24年3月31日(土)までが接種期間となっておりますので、母子健康手帳で確認し、お済みでない方は早めに接種しましょう。

▼持ち物

- ・母子健康手帳
- ・予診票(麻しん風しん2期・3期・4期の方のみ)

▼接種場所

健康ひろば(P22)「町内委託医療機関」をご確認の上、事前に予約をしてください。

▼**問合せ** 福祉課保健サービス係
(ゆとろ内・☎ 23 - 2346)



募 集

当別町障がい福祉基本計画
作成委員会委員を募集します

障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」と障害者自立支援法に基づく「障がい福祉計画」を作成及び推進するため、委員を募集します。

▼応募資格 当別町内に住所を有する20歳以上の方

▼募集人数 1名

▼任期

4月1日～平成27年3月31日

▼謝礼 交通費実費程度

▼応募方法

応募の動機を400字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入の上、郵送、FAX、メール、持参願います。

▼応募期限 3月15日(木)

▼問合せ・提出先

福祉課障がいサービス係
(ゆとろ内・☎25-2665/
FAX25-5018/E-mail:hukshi4@
town.tobetsu.hokkaido.jp)

定 期 券

児童扶養手当受給者
JR通勤定期乗車券を割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、3割引でJRの通勤定期乗車券を購入できます。

※通学不可

▼必要なもの

・購入する方の写真(最近6ヵ月以内に撮影した縦4cm×横3cmの正面上半身のもの)

・児童扶養手当証書
・印鑑

▼申請先 福祉課福祉係

(ゆとろ内・☎23-3019)

申 請

該当する方は申請を
障がいのある方の各種手当

身体、精神、知的障がいのある方に対して手当を支給しています。所得による制限がありますので、詳細はお問い合わせください。

なお、平成24年度より支給額が変更されますので、お知らせします。

①特別児童扶養手当

◆受給資格

身体や知的に一定以上の障がいのある児童の父もしくは母または養育者

◆支給額(児童一人につき・月額)

・1級(重度)

50,550円(H23)→50,400円(H24)

・2級(中度)

33,670円(H23)→33,570円(H24)

②特別障害者手当・障害児福祉手当

◆受給資格

施設に入所中の方、公的年金を受給している方は、受給資格はありません。

・特別障害者手当

身体や精神、知的に著しく重度の障がいがある20歳以上の方

・障害児福祉手当

身体や精神、知的に著しく重度の障がいがある20歳未満の方

◆支給額(月額)

・特別障害者手当

26,340円(H23)→26,260円(H24)

・障害児福祉手当

14,330円(H23)→14,280円(H24)

・福祉手当(経過措置分)

14,330円(H23)→14,280円(H24)

▼問合せ

福祉課障がいサービス係
(ゆとろ内・☎25-2665)

募 集

歴史ボランティアを募集します

当別町歴史ボランティアの会は、当別開拓の歴史についての勉強会や、歴史的つながりのある場所への視察研修などを通じて、会員同士で互いに学びあいながら活動しています。

現在は16名の会員で、町内を訪れる人へ歴史をわかりやすく伝える歴史ガイドマニュアルの作成をしています。

専門的な知識や経験は問いません。当別の歴史に関するボランティア活動を通じて、皆様も新しい自分を再発見してみませんか。

▼募集対象者 当別町民の方

▼主な活動内容

例会(月1回)・歴史学習会・パネル展示会・視察研修等

▼会費 年1,000円

▼申込期限 3月23日(金)

▼申込方法

住所、電話番号、氏名を電話・FAX・メールいずれかの方法で連絡願います。

▼問合せ

町教委社会教育課社会教育係
(総合体育館内・☎22-3834/
FAX22-3832/E-mail:kyoshakail@
town.tobetsu.hokkaido.jp)



手 当

該当者に支給されます 児童扶養手当

▼支給対象者

離婚などで父親または母親と生計を共にしていない児童（18歳に達した後の最初の3月31日まで。政令で定める程度の障がいのある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（父子家庭可）などの方。

※家庭状況により請求できない場合もあります。

※一定以上の所得のある方（同居している親族等を含む）は手当の全部、または一部が支給停止になる場合があります。

▼申請方法 福祉課福祉係に用意してある申請用紙等を提出してください。詳細はお問い合わせください。

※申請書のほかにも必要書類があります。

▼問合せ 福祉課福祉係
(ゆとろ内・☎23-3019)

納 税

3月は滞納整理強調月間です

町では税の未納者に対して、電話催告や休日訪問徴収などを実施し、滞納整理を強化します。

所得や財産があるにもかかわらず催告に応じない滞納者には、滞納処分（給与・預貯金・不動産などの財産の差押）を実施することがありますので、直ちに納税願います。

◆夜間納税相談

3月8日（木）・22日（木）
19時30分まで

▼問合せ

納税課納税係（☎23-2341）

縦 覧

縦覧できます「石狩湾新港発電 所建設計画環境影響評価方法書」

▼縦覧場所・縦覧期限

・町環境生活課…3月23日（金）
・北海道電力株札幌北支社
…4月6日（金）

※土日・祝日を除く

▼縦覧時間 9時～17時

▼意見書

環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けております意見書箱に投函していただくか、または書面にて4月6日（金）まで（当日消印有効）に郵送してください。

▼意見書の提出先・問合せ

北海道電力株総務部立地室火力・水カグループ（〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2・☎011-251-4390）

保 健 所

3月は自殺予防対策強化月間です

3月は企業の決算や転勤就職など生活環境が変わる時期で、心の不調を伴う方もいらっしゃいます。北海道の統計では、3月から4月にかけて自殺者が多い状況があり、「経済問題」も自殺の原因の一つになっています。

保健所では、自殺予防対策事業として司法書士による「経済問題に関する相談会」を開催します。多重債務やカードローンなどでお悩みの方はご相談ください。

▼日時 3月15日（木）

13時30分～16時

▼場所 江別保健所

▼申込み

江別保健所精神保健福祉係

（☎011-383-2111）

※前日までにご予約願います。

森 林

森林の所有者届出制度が 4月からスタートします

▼届出対象者

面積や個人・法人を問わず、売買や相続等により新たに森林を取得した方。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

▼届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出願います。

▼届出事項

届出者と前所有者の住所氏名、所有権移転の原因、取得年月日、土地の所在・地積、土地の用途等。

▼提出書類

・登記事項証明書（写しも可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し
・土地の位置を示す図面

▼問合せ 農林課耕地林政係
(☎23-3096)

保 険 料

全国健康保険協会の 保険料率に変更になります

全国健康保険料率が3月分（4月納付分）より現行9.60%から10.12%に変わります。これは、高齢化による医療費の増加と経済状況等によるものです。

詳細は、お問い合わせください。

▼問合せ

全国健康保険協会北海道支部

（☎011-726-0352/<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>）